

那覇市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新)

第2条の2 法第78条の12第1項及び第115条の11の規定による更新は、第5号様式による更新指定申請書により行うものとする。

2 法第78条の12第1項及び第115条の11の規定により指定更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の10第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、事業の廃止、休止に係るものにあつては第3号様式による廃止・休止届出書により、再開に係るものにあつては第2号の2様式による再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、第4号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規定
- (6) 介護保険事業所番号

(公示)

第 6 条 法第 7 8 条の 1 1 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定による公示は、法第 7 8 条の 1 1 各号及び第 1 1 5 条の 2 0 各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取消し並びに廃止の年月日
- (5) サービスの種類
(指定の条件)

第 7 条 法第 7 8 条の 2 第 7 項の規定に基づき、指定を受ける事業者には以下の条件を付する。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護サービスを除く、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は原則として、那覇市に 6 ヶ月以上居住している被保険者を当該サービス利用契約の対象とすること。(但し、市長が相当の理由があると認めたものを除く。)
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護サービス事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者、指定認知症対応型共同生活介護サービス事業者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス事業者及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業者並びに指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービス事業者は原則として、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うため、施設内に地域交流室を設置しなければならない。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護サービス事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス事業者及び、指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者は原則として、当該サービス利用契約者のうち 2 分の 1 以上を有料老人ホーム以外の在宅での利用者を契約の対象とすること。また、利用者を特定の有料老人ホーム等の入居者に限定してはならない。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護などの地域密着型居住系サービス事業者は利用者について、那覇市と十分な事前調整を行うものとする。
但し、上記の 1 号から 4 号について、相当の理由がある場合等、那覇市が適正と認めた場合はその限りではない。

(委任)

第 8 条 この要綱に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補足)

第9条 市長は、この要綱の施行期日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月6日から施行する

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する